

平成 28 年 5 月 23 日

契約検査課

下請業者に係る社会保険未加入業者の取扱いについて

みだしの件、以下のとおり回答します。

【質問】

社会保険未加入業者の取扱いについて伺いたい。

【回答】

元請けに係る取扱いは、平成 27 年 10 月 16 日付の通知のとおりですが、下請業者に係る取扱いの取り決めは、現在ございません。しかしながら、下請施工をする場合も、可能な限り社会保険加入業者への発注に努めてくださいますようお願いいたします。